地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

 \bigcirc * 第四条 目次 附則 第二章 第三章 第一 職業安定法 第三章の二〜第五章 第二章の二 (定義) 「現行」は、 第三節 第二節 第一節 第四節 第一節~第三節 章 (略 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導 略) 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等(第二十六条 補則 無料職業紹介事業(第三十三条―第三十三条の四 (略) (昭和二十二年法律第百四十一号) 地方公共団体の行う職業紹介 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号) (第三十三条の五-(略) (略) 改 正 —第三十五条) 案 (第二十九条―第二十九条の 抄) (第六条関係) 第四条 目次 第三章 第二章 第一章 附則 第三章の二〜第五章 (定義) 第三節 第二節 第一節 第四節 第一節~第三節 (略) 職業安定機関以外の者の行う職業紹介 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導 (略) 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等(第二十六条 補則 無料職業紹介事業(第三十三条―第三十三条の五 (略) 第二十九条 (第三十三条の六―第三十五条) (略) (略) 現 附則第八条による改正後のもの 行 (傍線部分は改正部分)

② (6) 略

7 この法律において 「特定地方公共団体」とは、 第二十九条第 一項の規

8 定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。 この法律において「職業紹介事業者」とは、 第三十条第一項若しくは

第三十三条の三第 第三十三条第一項の許可を受けて、 項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者を 又は第三十三条の二第一 項若しくは

いう。

9 • 10 (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、 第 条の目的を達成するために、 次に掲げる業務を行う。

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u> (略)

兀 働者の募集、 業等」という。 項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業 五十一年法律第三十三号。 る労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律 を行う場合における特定地方公共団体を除く。 政府以外の者 労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定す)を労働者及び公共の利益を増進するように、 (第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業 以 下 「建設労働法」という。))の行う職業紹介、 (以 下 「労働者派遣事 第二条第十 指導監 (昭 和 労

② 6

(略)

(新設

第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第 この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは

項、

第三十

 \bigcirc

三条の三第 一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして

職業紹介事業を行う者をいう。

8 9

(略)

(政府の行う業務)

第五条 兀 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、 政府は、 (略) 第 一条の目的を達成するために、 次に掲げる業務を行う 労働者供給事業又は

共の利益を増進するように、指導監督すること。 機会確保事業 建設労働法」という。) 第二条第十項に規定する建設業務労働者就業 労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者 の雇用の改善等に関する法律 以下 「労働者派遣事業等」という。 (昭和五十一年法律第三十三号。 を労働者及び公 以下「

五~七 (略)

五~七

(略

督すること。

(職業安定機関と特定地方公共団体等の協力)

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため第五条の二 職業安定機関及び特定地方公共団体、職業紹介事業者又は労

相互に協力するように努めなければならない

(労働条件等の明示)

第五条の三 他の労働条件を明示しなければならない。 労働者に対し、 当たり、 」という。)は、 をいう。 働者の募集を行う者及び募集受託者 求職者、 公共職業安定所、 並びに労働者供給事業者 その者が従事すべき業務の内容及び賃金、 募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に 特定地方公共団体及び職業紹介事業者、 (次条において「公共職業安定所等 (第三十九条に規定する募集受託者 労働時間その 労

③ (略

(求人の申込み)

求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、

労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、| 第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、

労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、

相互に協力するよ

(労働条件等の明示)

うに努めなければならない

第五条の三 れぞれ、 しなければならない。 者が従事すべき業務の内容及び賃金、 集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、 働者供給事業者 及び募集受託者 職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、 公共職業安定所及び職業紹介事業者、 (次条において「公共職業安定所等」という。 (第三十九条に規定する募集受託者をいう。 労働時間その他の労働条件を明 労働者の募集を行う者 求職者、 並びに労 は、 その そ 慕

及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に② 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に

③ (略)

(求人の申込み)

て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反す第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべ

その申込みを受理しないことができる。
き、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めると容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その

(求職の申込み)

問及び技能の検査を行うことができる。 務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試 ② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

ない。
は、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならは、その雇用条件に適合する求職者を紹介し、求人者に対して求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対して第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者がるとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通

(求職の申込み)

しないことができる。

て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反す第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべ

るときは、これを受理しないことができる。

行うことができる。
適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を② 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

適合する求職者を紹介するように努めなければならない。その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、

(新設)

第二十九条 削除

| (はれればならない。) (はれればならない。) (なり規定により無料の職業紹介事業の実務の内容に関係の規定により無料の職業紹介事業の実務の内容に関係をしている。以下同じならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。) (ならない。 | | ならない。 ならない。 ならない。 ならない。 ならないで、求人者及び求職者に対し、明示しなければ |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------|
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 (名義貸しの禁止) (事業の廃止) (事業紹介事業を行わせてはならない。 (取扱職種の範囲等の明示等) (取扱職種の範囲等の明示等) (取扱職種の範囲等の他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求 の職業紹介事業を行わせてはならない。 | | 人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働 |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲を、、原生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。 とができる。 (事業の廃止) (事業の廃止) (事業の廃止) (事業の廃止) (名義貸しの禁止) (和義貸しの禁止) (取扱職種の範囲等の明示等) (取扱職種の範囲等の明示等) (取扱職種の範囲等の明示等) | | 内容に関 |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業において特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めることができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 (事業の廃止) (事業の廃止) (名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止) (私裁資しの禁止) (取扱職種の範囲等の明示等) | (新設) | の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業を行う旨物ができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 「事業の廃止」 (事業の廃止) (名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止) | | \mathcal{O} |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 「事業の廃止」 (名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止) | | の職業紹介事業を行わせてはならない。 |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業において財り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。「事業の廃止」(事業の廃止)「特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。」(名義貸しの禁止) | (新設) | 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、 |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 (事業の廃止) (事業の廃止) | | (名義貸しの禁止) |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 「事業の廃止」 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨とができる。 では、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。 では、第五条の上したと | | 遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職権の範囲をいう。以取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下できる。 に限り適用するものとする。 「事業の廃止」 | (新設) | 条の二 特定地方公共団体は、 |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲をいう。以取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以取ができる。 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職とができる。 とができる。 に限り適用するものとする。 | | (事業の廃止) |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲をいう。以取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以取ができる。 とができる。 とができる。 とができる。 | | 限り適用するも |
| 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職物のできる。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その財力ができる。 | | いては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、 |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(そのいかでである。 | | 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種 |
| 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(そのを、厚生労働大臣に通知しなければならない。 | | とができる。 |
| 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(そのを、厚生労働大臣に通知しなければならない。特定地方公共団体は、前項の規定により無料の | | の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。) |
| を、厚生労働大臣に通知しなければならない。特定地方公共団体は、前項の規定により無料の | | 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等(その職業紹介事業におい |
| 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の | | 厚生労働大臣に通知しなければならな |
| | | 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の |

| 公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介(準用) | な措置を講ずるように努めなければならない。 っては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要 (特定地方公共団体の責務) | 運営についての援助を与えることができる。 報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の (公共職業安定所による援助) | (公共職業安定所による情報提供) (公共職業安定所による情報として厚生労働省令で定める方法により提供するもの ま、(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。) その他厚生労働省令で定めるものを電磁的方 る方法をいう。) その他厚生労働省令で定める方法により提供するもの る方法をいう。) その他厚生労働省令で定める方法により提供するもの とする。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 | (新 | (新 | (新 |
| 設) | 設) | 設) | 設) |

公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方

と読み替えるものとする。

(施行規定)

料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。第二十九条の九。この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無

(新設)

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹

②·③ (略)

(無料職業紹介事業)

条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなけれ行うものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、次条及び第三十三第三十三条 無料の職業紹介事業(職業安定機関及び特定地方公共団体の

ばならない

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

。これを変更したときも、同様とする。 の事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その が事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その の事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その の事業経行とする者又は有料職業紹

②·③ (略)

(無料職業紹介事業)

り行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。同じ。)を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定によ第三十三条 無料の職業紹介事業(職業安定機関の行うものを除く。以下

②· ③ (略

4 二項中 第三十二条の十三中「手数料に関する事項、 第三十二条の六第二 項の許可を受けた者について準用する。この場合において、 条までの規定は、 第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前 条の四、 十二条の六第五項、 「その他」と読み替えるものとする。 「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二 前条第二項中「、 並びに第三十二条、 「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあ 第三十二条の五、 第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同 一項中「前項」とあるのは 第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第 職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは 第三十二条の四第一項、 第三十二条の六第二項、 苦情」とあるのは 「第三十三条第三項」と、 第三十二条の五、 第三項及び第五項 第三十条第 「苦情」 一項中 第三 4

(削る)

(5)

(略

②· ③ (略)

のは 第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第 料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。 第三項」と、 の許可」と、 の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項 条の五、 の許可」とあり、 介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。 三十二条の十六までの規定は、 条の四、 第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、 「苦情」と、 第三十二条の五、 第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条 第三十二条の十三中「手数料に関する事項、 第三十二条の六第二項中 第三十二条の十六第二項中「、職業紹介に関する手数 並びに第三十二条、第三十二条の四第一 第三十二条の六第二項、 第一項の許可を受けて行う無料の職業紹 「前項」とあるのは 第三十二条、 第三項及び第五項 この場合において 項、 苦情」とある 「第三十三条 第三十二 第三十二

⑤ (略)

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の

住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の一当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に

(公共職業安定所による援助

究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研又は第三十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして第三十三条の四 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、 第

を与えることができる。

帯する業務として行う無料の職業紹介事業

る手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。 とあるのは 書」と、 地方公共団体」 うとする者」とあるのは 準用する。この場合において、第三十条第二項中 て行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について 第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、 第三十二条の八第 「前項第二号」 保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業 の二において準用する場合を含む。 第三十条第二項から第四項まで、 地方公務員法 項 第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは (地方独立行政法人法 「苦情」 と と (昭和二十五年法律第二百六十一号) と、 項、 第三十二条の十三中 同項及び同条第三項中 第三十二条の十六第二項中「、 第三十二条の九第二項、 「第三十三条の四第一項の届出をしようとする (平成十五年法律第百十八号) 第三十二条の七第一 に規定する退職管理の適正を確 「手数料に関する事項、 「申請書」 第三十二条の十並びに 「前項の許可を受けよ とあるのは 第三十八 職業紹介に関 前項の届出をし 項及び第二項、 第五十条 八条の六 苦情」 「届出

2

(公共職業安定所による援助)

第三十三条の五・第三十三条の六(略)

(準用)

第四十六条 のは のは する。 の全部若しくは 可」と、 給する」と、 供給してはならない」と、 は 業安定所は当該事業所に対し、 限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、 労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用 当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を 「公共職業安定所は、 「労働者供給事業者」と、 この場合において、 「労働者を供給してはならない」と、 「当該労働者の募集の業務」とあるのは 第二十条、 第四十一条第一項中 部」と読み替えるものとする。 第三十三条の四及び第四十一条第一項の規定は その旨を労働者供給事業者に通報するものとし 第二十条第一項中「公共職業安定所」とある 同項ただし書中 求職者を紹介してはならない」とあるの 「求職者を紹介してはならない」とある 「同項の許可」とあるのは 同条第二項中「求職者を無制 「紹介する」とあるのは 「当該労働者供給事業 「同条の許 「公共職 供

(指針)

の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するた三条の五及び第四十二条に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十

めに必要な指針を公表するものとする

第三十三条の六・第三十三条の七(略

(準用)

第四十六条 する。 のは のは の全部若しくは 可」と、 給する」と、 供給してはならない」と、 は 業安定所は当該事業所に対し、 限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、 労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用 当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、 「公共職業安定所は、 「労働者供給事業者」と、 「労働者を供給してはならない」と、 この場合において、 「当該労働者の募集の業務」とあるのは 第二十条、 第四十一条第一項中 部」と読み替えるものとする。 第三十三条の五及び第四十一条第一 その旨を労働者供給事業者に通報するものとし 第二十条第一項中 同項ただし書中 求職者を紹介してはならない」とあるの 「求職者を紹介してはならない」とある 「同項の許可」とあるのは 同条第二項中 「紹介する」とあるのは 「公共職業安定所」とある 「当該労働者供給事業 「求職者を無制 項の規定は 「同条の許 労働者を 「公共職 「供

(指針)

めに必要な指針を公表するものとする。 三条の六及び第四十二条に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、労働者の募集を行っ者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略

(報告及び検査)

対し、必要な事項を報告させることができる。
共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公第二十九条。

り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させること 業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者 業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者 の募集若しくは労働者供給事業を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職

ができる

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 措置を執るべきことを求めることができる。 供給される労働者は、 をした求職者、 反する事実がある場合においては、 は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違 当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から 職業紹介事業者、 厚生労働大臣に対し、 労働者の募集を行う者、 当該職業紹介事業者に求職の その事実を申告し、 募集受託者 適当な 申込み 又

② (略)

(報告及び検査)

働者供給事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業、労働者の募集又は労第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚

3 •

略

第五十一条の二 特定地方公共団体、 第三十三条第一項の許可を受けて、

届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集 又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第 一項の規定による

等」という。)並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方 受託者及び労働者供給事業者(以下この条において 「特定地方公共団体

その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせ 公共団体等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報

てはならない。 特定地方公共団体等並びに公共職業安定所の業務に従事

する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者でなくなつた後にお

いても、

同様とする。

3 • (略)

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二

第一項、 第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第 一項の規定に

よる届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、

募集受託者及び労働者供給事業者(以下この条において「無料職業紹介

事業者等」という。)並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無

料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た

個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、 みだりに他人

に知らせてはならない。 無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の

なつた後においても、 業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなく 同様とする。

| 0 |
|------------|
| 雇用対策法 |
| (昭和四十一 |
| 年法律第百三十二号) |
| 号) (抄) |
| (第八条関係) |

| | hotor | | | | | hh | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|----|--------------------|--------------------------------|-------------|----|-----|--|
| に関する協定の締結、同一方公共団体の講ずる雇用に | 第三十一条(国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事(国と地方公共団体との連携) | 第七章 国と地方公共団体との連携等 | 又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、 | の業務の一部を分担する学校の長を含む。)、同法の規定により無料の | 安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定により公共職業安定所 | 第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業 | (定義) | 附則 | 第八章 雑則(第三十三条—第四十条) | 第七章 国と地方公共団体との連携等(第三十一条・第三十二条) | 第一章~第六章 (略) | 目次 | 改正案 | |
| 的に実施されるように相互方公共団体の講ずる雇用に | 第三十一条(国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事(国と地方公共団体との連携) | 第七章 雑則 | を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。 | の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可 | 安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定により公共職業安定所 | 第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業 | (定義) | 附則 | | 第七章 雑則(第三十一条—第三十八条) | 第一章~第六章 (略) | 目次 | 現行 | |

| 第三十三条~第三十八条(略) | 第八章 雑則 | に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案 | ない。 学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければなら | するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、 3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断 | ればならない。 | 認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地するときにその旨を一当該措置要請に係る措置を実施する必要かないと | ************************************ | 2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置 | 、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。 | 者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し | 多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働 | 第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、 | (要請) | れるように相互に連絡し、及び協力するものとする。 | の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施さ |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|--------------------------|----------------------------------|
| 第三十二条~第三十七条 (略) | (新設) | | | | | | | | • | | | (新設) | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 2 (略) 四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | しくは忌避した者は虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若 | し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しく三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を | 一・二 (略) | 第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処 | は五十万円以下の罰金に処する。 第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又(罰則) |
|--------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 2 (略) 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | しくは忌避した者は虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若 | し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しく三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を | 一・二 (略) 処する。 | 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に(罰則) | (新設) |

| \bigcirc |
|------------|
| 医療法 |
| (昭和二 |
| 十三年 |
| 三年法律第二 |
| 一百五号) |
| 抄) |
| (附則第十三) |
| 条関係) |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 3~5 (略) | 八号)第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。 | 営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十 | の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運 | (昭和二十二年法律第百四十一号)第二十九条第一項の規定により無料 | 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法 | 第三十条の二十五(略) | 改正案 |
|---------|----------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------|-----|
| 3~5 (略) | うことができる。 十年法律第八十八号)第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行 | 事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六 | 届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣 | (昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条の四第一項の規定による | 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法 | 第三十条の二十五 (略) | 現 |

| により提供するものとする。 | ものとする。 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| 通信の技術を利用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定める方法 | 用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定める方法により提供する |
| する情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 | 的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 |
| 情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関 | 望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁 |
| による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する | り無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希― |
| 安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条の四第一項の規定 | 安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第二十九条第一項の規定によ |
| 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業 | 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業 |
| 2 · 3 (略) | 2 · 3 (略) |
| 第十一条 (略) | 第十一条 (略) |
| (雇用の機会の確保) | (雇用の機会の確保) |
| 現 | 改正案 |
| 二条関係) (傍線部分は改正部分) | ○ 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)(抄)(附則第十三条関係) |

 \bigcirc 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)(抄)(附則第二十四条関係)

「現行」は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十二号)第三条による改正後のもの

*

| ばならない。 に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなけれ 理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的 の関い の関い の関い の関い の関い の関い の関い の関い | (関係者相互の連携及び協力) (関係が関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関 | の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び の措置援を業として行う者(以下「職業紹介事業者等」という。)は、青少年 及び | することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支とないう。第十三条において同じ。)、労働者の募集に関する情報を提供して行る。 | において同じ。)、募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者 にお業紹介事業者(同条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条 、募5 | 四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。)並びに職 条第-特定地方公共団体(職業安定法(昭和二十二年法律第百匹十一号)第 2 職業 | 第四 | 改正案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| を図りながら協力するように努めなければならない。の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他 | 関係者相互の連携及び協力) | の措置を適切に行うように努めなければならない。 及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他 | 者(以下「職業紹介事業者等」という。)は、青少年の雇用機会の確保て行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う | において同じ。)、労働者の募集に関する情報を提供することを業とし、募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条 | 条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。)職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百匹十一号)第匹 | (略) (略) | 現行 |

(指針)

第七条 する。 係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものと 措置に関し、 厚生労働大臣は、 事業主、 特定地方公共団体 第四条及び前条に定める事項についての必要な 職業紹介事業者等その他の関

(指針)

第七条 措置に関し、 るために必要な指針を定め、これを公表するものとする。 厚生労働大臣は、 事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処す 第四条及び前条に定める事項についての必要な

第十四条 みに係る公共職業安定所、 青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。 求人者は、 学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、 特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し その申込

2 若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、 込者等求人の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所 特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、 公共職業安定所、 特定地方公共団体又は職業紹介事業者に学校卒業見 青少年雇用情

> 第十四条 提供するように努めなければならない。 みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込み 求人者は、 その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事 学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、 青少年雇用情報を その 申 込

2 等の求めに応じ、 業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者 をした求人者は、 青少年雇用情報を提供しなければならない。

(事業主等に対する援助

報を提供しなければならない

第二十七条 共団体、 その他の援助を行うように努めなければならない。 職業紹介事業者等その他の関係者に対して、 国は、 青少年の福祉の増進を図るため、事業主、 必要な助言、 特定地方公 指導

> 第二十七条 国は、 青少年の福祉の増進を図るため、

(事業主等に対する援助

ように努めなければならない

業者等その他の関係者に対して、

必要な助言、

指導その他の援助を行う

事業主、

職業紹介事

第三十三条 船員職業安定法 (昭和二十三年法律第百三十号) 第六条第一

(船員に関する特例)

第三十三条

船員職業安定法

(昭和二十三年法律第百三十号) 第六条第一

(船員に関する特例

るのは 同じ。 業安定法第十五条第一 は 職業安定所」 中 あるのは 同条第五項 交通大臣」と、 において準用する場合を含む。 生労働大臣」とあるのは 等」とあるの とあるのは 業者等」とあるのは 年法律第百三十号) 」とあるのは 第百四十一号) 大臣」とあるのは 定地方公共団体を含む。 事業主、 「公共職業安定所」とあるのは 「国土交通省令」と、 「第三十九条」とあるのは 国土交通省令」と、 並 地 無料船員職業紹介事業者等」と、 |びに職業紹介事業者 (同条第六項において準用する場合を含む。 「国土交通大臣」 とあるのは 方運輸局 は 「無料船員職業紹介事業者 第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。 「労働政策審議会」とあるのは 「無料船員職業紹介事業者等」と、 「国土交通大臣」 第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」 「無料船員職業紹介事業者等」 項 (運輸監理部を含む。 「国土交通大臣」と、 と 職業安定法第五条の五」とあるのは 地方運輸局」 と、 事業主、 第十四条中 第十三条第一 「第四十四条第二項」と、 (同条第八項に規定する職業紹介事業者 中 「地方運輸局」と、 「特定地方公共団体、 と 「厚生労働大臣」とあるのは 職業紹介事業者等」 ٤, 第九条中 「公共職業安定所 (船員職業安定法 第七条中 項中 以下同じ。 「厚生労働省令」とあるの 同条第四項(同条第六項 「交通政策審議会」と 「公共職業安定所」 「厚生労働省令」 と、 第八条第一 第十一条中「公共 「厚生労働大臣)中「厚生労働 ر ا ا 職業紹介事業者 第六条中 とあるの 「職業紹介事 (昭和二十三 特定地方公 項中 「船員職 第十条 「 (特 とあ 以 下 国 は 厚 لح 土

٤,

局

項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては

第四条第

二項中

「特定地方公共団体

(職業安定法

(昭和二十二年法律

は

五条中 のは のは 令」と、 国土交通大臣」と、 六項において準用する場合を含む。 働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、 合を含む。 料船員職業紹介事業者等」と、 とあるのは あるのは 料船員職業紹介事業者 百四十一号) 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては 「職業紹介事業者」とあるのは とあるのは 第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」 項」と、 とあるのは 第四条第一 (運輸監理部を含む。 「無料船員職業紹介事業者等」と、 一職業安定法第五条の五」とあるのは 地方運輸局」 国土交通大臣」 「公共職業安定所」 第十四条中「公共職業安定所」とあるのは 「無料船員職業紹介事業者等」と、 第十三条第一 二項中 「国土交通大臣」と、 中 第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるの 「地方運輸局」と、 「第四十四条第二項」と、 「厚生労働大臣」とあるのは 「職業紹介事業者 と、 第九条中「公共職業安定所」とあるのは と (船員職業安定法 項中 以下同じ。 「厚生労働省令」とあるのは とあるのは 同条第四項 「厚生労働省令」とあるの 第八条第一項中 「無料船員職業紹介事業者」 第十一条中 「職業紹介事業者等」)」と、第十条中「公共職業安定 (職業安定法 中 第六条中 (同条第六項において準用する場 「地方運輸局」 「厚生労働大臣」とあるの (昭和二十三年法律第百三十号 「職業紹介事業者等」とあ 「船員職業安定法第十五条第 第七条中 「公共職業安定所」 「国土交通大臣」 「厚生労働大臣」とあ 「職業紹介事業者等」 (昭和二十二年 同条第五項 「地方運輸局」と、 と と 「厚生労働大臣 は 国土交通省令 とあるの 第二十七条中 「第三十九 「国土交通省 「地方運 同 とある は は 法 条第 律第 る は 「労 لح

るのは 省令」とする。 理部長を含む。 通省令」と、 とあるのは とあるのは 業安定所」とあるのは 事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十八条中 共団体」とあるのは とあるのは 「無料船員職業紹介事業者」と、第二十五条中「公共職業安定所」とあ 「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等 「地方運輸局」と、第二十七条中 「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「厚生労働大臣」 「国土交通大臣」と、 「都道府県労働局長」とあるのは 「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職) と、 「地方運輸局」と、 「地方運輸局」と、第三十条中「厚生労働大臣」 前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通 「厚生労働省令」とあるのは 「特定地方公共団体、 「職業紹介事業者」とあるのは 「地方運輸局長 職業紹介 「国土交 (運輸監

二十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、 長 は 労働大臣」とあるのは 労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「厚生 中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十条中「厚生 介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条 「国土交通省令」とする。 「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、 (運輸監理部長を含む。)」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは 「国土交通省令」と、 「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるの 「都道府県労働局長」とあるのは 「地方運輸局 「職業紹 第

| C | |
|--------------------|------------|
| 高年齢者等の雇用の多定等に関する法律 | ノ重目)さぎ寄こ言っ |
| (昭利四十六年泔律第六十八号) | |
| (抄) | |
| (阼則第二十六条関係) | _ |

(傍線部分は改正部分)

*

| | 「現行」は、第百九十回国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する |
|--|---------------------------------|
| | する法律案第四条による改正後のもの |

| は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 | を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者 | する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業 | 第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関 | る。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条 | 四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用す | 四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十 | で、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十 | 一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三ま | の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第 | 三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条 | 二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第 | 第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第一 | ターを職業安定法第四条第八項に規定する職業紹介事業者若しくは同法 | 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン | (略) | 第三十八条 (略) | (業務等) | 改正案 |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------|-----------|-------|-----|
| は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 | を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者 | する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業 | 第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関 | る。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条 | 四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用す | 四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十 | で、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十 | 一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三ま | の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第 | 三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条 | 二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第 | 第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第 | ターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法 | 3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン | 2 (略) | 第三十八条 (略) | (業務等) | 現行 |

| 4 ~ 7 (略) | 号」とする。 | 三十二名 | 出したら | 第三十二 |
|--------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 宜) | 9る。 | 三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第1 | 出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第 | 第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提 |
| 4~7 (略) | 号」とする。 | 二 三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二 | 第 出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第 | 提 第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提 |

○ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)(附則第二十九条関係)

「現行」は、第百九十回国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案第一条による改正後のもの

*

め、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。 業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るた うとする者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、失

(略)

一 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法第二十六条第一 行うこと。 項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進す るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を

三~六 (略)

2 • 3

略

業の予防、 め、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。 雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るた うとする者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、失

(略)

_ 主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。 その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業 法律第百三十二号)第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法 (昭和四十一年

三~六 (略)

2 • 3

(略)

0

建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(昭和五十一年法律第三十三号)

抄)

(附則第三十一条関係)

| \circ |
|------------------------------|
| 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する |
| 止な実施及び技能実習生 |
| 法律 |
| (平成二十八年法律第 |

号) (抄) (附則第四十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

外国人の支能実習の適正は実施及び支能実習主の呆蒦こ関する去聿(平戊二十八手去聿第

| _ | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 笙 | | |
|---------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------|-------------|-----|
| 3・4 (略) | 第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。 | 三十三条の六並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条 | らの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第 | るのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これ | する場合を含む。)及び第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあ | 条の三第三項、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用 | 用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五 | む。)、第三十三条の五から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇 | 十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含 | 、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の | 規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三 | を受けた者又は雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に | 項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可 | 定法第四条第八項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一 | 1 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安 | 第二十七条 (略) | (職業安定法の特例等) | 改正案 |
| 3・4 (略) | 第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。 | 三十三条の七並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条 | らの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第 | るのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これ | する場合を含む。)及び第三十三条の七の規定中「厚生労働省令」とあ | 条の三第三項、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用 | 用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五 | む。)、第三十三条の六から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇 | 十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含 | 、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の | 規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三 | を受けた者又は雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に | 項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可 | 定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一 | 2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安 | 第二十七条 (略) | (職業安定法の特例等) | 現行 |